



2023年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社ゆうちょ銀行
代表者名 取締役兼代表執行役社長 池田 憲人
(コード：7182、東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートスタッフ部門 経営企画部
(TEL. 03-3477-1601)

上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について

当行は、2021年11月12日に、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」(以下「計画書」)を提出し、その内容について開示しております。本日「株式売出しに関するお知らせ」にて公表した今後の日本郵政株式会社による当行普通株式の売出し(以下「当行株式売出し」)並びに「自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ」にて公表した自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けによる自己株式の取得及び消却(当行株式売出しとあわせて、以下「本取組み」)の実施によって、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)の「プライム市場」において上場維持のために求められる流通株式比率35%以上を充たす見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当行株式売出しに係る事項に関しては、本日公表の「株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

記

○ 当行の上場維持基準の適合状況の推移

当行は、移行基準日(2021年6月30日)時点において、流通株式比率が「プライム市場」の上場維持基準を充たしておりませんでした。計画書に基づく本取組みの結果、「プライム市場」において上場維持のために求められる流通株式比率35%以上を充たす見込みとなりました。

注意事項：

この文書は、当行の上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

	株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均 売買代金
21年6月末時点 ^{※1} の適合 状況（移行基準日）	421,446人	3,977,666単位	3,847億円	8.8%	25.4億円
プライム市場上場維持基準	800人以上	20,000単位以上	100億円以上	35%以上	0.2億円以上
本取組み実施後の適合状況 見込み（当行試算）	（適合済み）	（適合済み）	（適合済み）	適合見込み ^{※2}	（適合済み）

※1 東証が基準日時点で把握している当行の株券等の分布状況等を基に算出を行ったものです。

※2 本取組み実施後の株式市場における非流通株式に該当する事業法人や金融機関等の株主の取引動向次第では、流通株式比率35%以上を充足しない可能性があります。なお、2023年3月末時点の上場維持基準の適合状況については、2023年4月以降の東証からの判定結果に係る通知をもって、2023年6月末までに改めてお知らせいたします。

当行は、「プライム市場」において上場を維持するために求められる流通株式比率35%以上の達成を目指すことを目的の一つとして、計画書に基づく本取組みを実施するところですが、投資家の皆さまに投資しやすい環境を整えることは重要な課題との認識から、今後も引き続き、2021年5月に公表した中期経営計画の着実な推進等を通じて、企業価値の向上に努めてまいります。

以 上

注意事項：

この文書は、当行の上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。